

新庁舎建設に関する調査特別委員会 (第42回) 会議録

会 議 年 月 日	平成30年6月14日（火曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午前10時26分
場 所	鳥取市役所本庁舎6階 第1会議室		
出 席 委 員 (9名)	委員長 寺坂 寛夫 副委員長 石田憲太郎 委 員 米村 京子 星見 健蔵 横山 明 伊藤 幾子 長坂 則翁 桑田 達也 房安 光		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局長：河村 敏 議事係主幹：毛利 元		
出 席 説 明 員	総 務 部 長：河井登志夫 庁 舎 整 備 局 長：小林 俊樹 庁 舎 整 備 局 次 長：尾坂 和昭 庁 舎 整 備 局 局 長 補 佐：松本 縁 庁 舎 整 備 局 主 幹：田中 友一 庁 舎 整 備 局 主 幹：北村誠太郎 庁 舎 整 備 局 主 幹：松本 剛		
傍 聴 者	2名		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午前9時59分 開会

◆寺坂寛夫 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから新庁舎建設に関する調査特別委員会を開催いたします。

本日の日程でございますが、まず、議案の説明を受け、その後、報告案件の順で議事を進めます。

まず、議事に入る前に、河井総務部長、挨拶がありましたらお願いいたします。

河井総務部長。

○河井登志夫 総務部長 改めまして、おはようございます。総務部長の河井でございます。きょうは、梅雨の合間の爽やかな晴れとなっております。説明のほうも簡潔明快にさせていただこうというふうに思っています。

きょうは、議案として、議案第118号の工事請負契約の説明についてと、報告事項ということで水質調査の結果について、定期的に御報告させてもらっているものでございます。なお、説明の前に、本年度は市長選挙もございまして、4月1日と5月1日付の人事異動をしております。庁舎整備局につきましては、5月1日の人事異動で2名の職員が新たに職についておりますので、自己紹介という形で御紹介をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○松本縁 庁舎整備局局長補佐 5月から庁舎整備局のほうに異動になりました松本と申します。これからいい庁舎になるように取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○松本剛 庁舎整備局主幹 同じく5月1日付で庁舎整備局に配属になりました松本です。一応、設備関係の工事のほうを担当させていただきます。いい庁舎になりますよう努力しますので、よろしく申し上げます。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですね、以上ということで。

そうしますと、それでは議事に入ります。議案第118号、工事請負契約の締結についての説明をお願いいたします。

尾坂次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 資料としましては、定例会の付議案の47ページをごらんください。議案第118号、工事請負契約の締結についてであります。次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。平成30年6月8日提出、鳥取市長、深澤義彦。1番、契約目的、鳥取市新本庁舎新築（建築）立体駐車場棟工事施工のため。2番、工事場所、鳥取市幸町地内。3番、工事名称、鳥取市新本庁舎新築（建築）立体駐車場棟工事。4番、工事概要、新本庁舎新築に係る立体駐車場棟建築工事一式。5番、契約方法、指名競争入札。6番、契約金額、金3億3,156万円（内消費税及び地方消費税の額、金2,456万円）。7番、契約の相手方、鳥取市新本庁舎新築（建築）立体駐車場棟工事、ジューケン・原田特定建設工事共同企業体。代表者、鳥取市賀露町113番地2、株式会社ジューケン、代表取締役、加藤辰宏。構成員、鳥取市数津62番地2、株式会社原田建設、代表取締役、原田實。

続きまして、次のページ、48ページです。提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年鳥取市条例第13号）第2条の規定により議決を得るた

めである。以上です。

- ◆寺坂寛夫 委員長 御説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますので、委員の皆様で聞き取りにくかった点、字句の確認等ございましたらよろしく願いいたします。特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆寺坂寛夫 委員長 質問というか、図面というのはあるんですかね。レイアウト、こういう地図みたいな、そういう設計のときには。全然見てないもんでね、大体。庁舎の建物はあるんですけど、この資料みたいなやつは。ええ、立面図っていうか。

尾坂次長。

- 尾坂和昭 庁舎整備局次長 では、次回、来週になりますけども、平面図、立面図、配置図ですね、準備させていただきたいと思います。

- ◆寺坂寛夫 委員長 そうしますと、質問のほうは、といたしますか、確認事項は終わりました、次の……。

長坂委員。

- ◆長坂則翁 委員 図面も当然なんだけども、きょうこれだけしかないわけか、ペーパーは。もうこれが全てということで、議案に説明されただろうと思うけども、図面も含めて、そのほかこの立体駐車場にかかわる内容で、もしほかに資料があるのであれば、やっぱり親切につけるべきだと思いますよ。付議案のこれが全てで、きょうペーパーこれ1枚しかない。関連する資料も含めて次回つけてください。

- ◆寺坂寛夫 委員長 じゃあ、よろしく願いいたします。

そうしますと、次に、報告事項に参りたいと思います。

観測井水質調査の結果についてでございます。

それでは、執行部、説明をお願いいたします。

尾坂次長。

- 尾坂和昭 庁舎整備局次長 報告事項として、観測井の水質調査の結果について。資料は1番、A3の紙を1枚準備させていただいております。これについて説明させていただきます。毎回、報告という形で報告させていただいておりますが、変わっている点を順番に説明させていただきます。

1番については、今まで提出されている資料と変わってはおりません。

2番目ですが、水質分析の結果。(1)の流向流速ですが、これについては表としては変更しているところはありません。前回の2月の時点で報告させていただいている内容になっております。ただ、今までは右側のほうに表としてはありましたが、後ろのほうがふえてきましたので左側のほうに移動させております。その表の下、ぽつで2行記入させていただいておりますが、これは今回追加させていただいております。基礎工事のための土壌掘削の影響により、地下水の流れが平常時と異なり、掘削箇所に向かう流れとなることが想定されたことから、平成29年10月以降、流向流速の測定は未実施という文言を入れさせてもらっております。9月25日までの測定で中止をしておりますということです。

続きまして、右側、(2)、水質分析です。3月6日に6回目の試料を採取し、土壌汚染対策法が定める第二種特定有害物質のうち2項目、ヒ素、フッ素について水質分析を行ったが、ナンバー3及びナンバー4のヒ素のみ溶出量基準を超過した。表のほうになりますけども、3月6日、青い色塗りをさせていただいておりますが、上のほうが水質分析で、ヒ素及びその化合物の溶出量という表になっておりますが、一番下の3月6日の青いラインのところ今回追加したところでありまして、ナンバー3、ナンバー4につきましては、黄色に色をつけておりますけども、ここの部分が基準値0.01ミリグラムパーリットルの基準を超過している部分であります。下のほうですけど、水質分析はフッ素及びその化合物の溶出量になります。一番下の3月6日の欄ですが、青で色塗りをしておりますが、フッ素及びその化合物については、全て基準値以内ということになっております。その下のぽつ点をつけているところの3番に今回の内容についての考察を載せております。観測井ナンバー3及び4で平成30年3月6日にヒ素及びその化合物の溶出量超過が確認されているが、土壌掘削等の直接的な工事を実施していない区域であることから、超過基準の原因を特定することは困難であると考えています。ただし、その付近に庁舎、庁舎棟の基礎工事で発生した残土を仮置きしたことにより粘性土に圧密が生じ、その粘性土から排出された水が孔内に流入した可能性が考えられています。

ナンバー3、ナンバー4につきましての位置を説明させていただきます。1番の観測井の位置についての左側の上の角、ナンバー3、ナンバー4の部分が今回の部分となります。

続きまして、3番、右の一番下になりますが、3番で今後の対応ということで、平成30年度の対応を記入させていただいております。29年度と同様に観測井のモニタリングを行っていきます。また、30年3月の調査結果でナンバー3とナンバー4でヒ素及びその化合物の基準超過が確認されたことから、地下水の流向流速の調査を再開することとし、流向流速測定を年4回実施することとしております。そういうことで対応させていただきたいと考えております。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 説明いただきました。

それでは、本件について、委員の皆様、質疑、御意見等ございますか。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 また流向流速測定をやると、年4回実施をするということですが、これは何月にやるのか教えてください。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 5月に契約をしております、6月にということで調整をさせていただきましたが、7月の頭になります。もう少し準備が必要ということですので、7月の月上旬に1回目を、2回目を9月、3回目を12月、4回目を来年3月というような予定で今調整しました。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 済みません。そもそもの計画はどうだったのでしょうか、これについて。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 そもそも計画ですけども、流向流速については、もともとは季節変

動を見るというのが目的で、必須の要件ではないので、3カ月ごと4回やって季節変動の状況を見たら終了しようと思っていました。という状況だったんですけども、この3回で中断していますのは、ちょっと参考に見ていただくと、2の（1）の流向流速というのがありまして、29年9月25日というような表の一番下があるんですけど、例えばナンバー2の数値とか、それからナンバー4の数値という部分の流速がそれ以前と比べてすごい速くなっているというようなことがあったり、上のほうの（1）の表で矢印を見ていただきますと、黒い矢印なんですけども、ナンバー2とかナンバー4がそれまでと違う方向に矢印が向いているというようなことがあって、実はこのあたりが、これも明確な理由というのがなかなかこういうものはわからないんですけど、この時期に隣側の狐川の改修をやっています、そこを掘り込んでいることでそっちに水が引っ張られたんじゃないかというようなこともあって、やはり、こういう掘削工事をするような時期は自然の流れと違うような傾向が出てしまうということがあるので、今年の11月から本庁舎棟の基礎工事を始めて、5メートルぐらい東側半分を掘り下げるといったようなこともありましたので、その流向流速が自然の状況ではない、季節変動だけでは見れないものになってくるので、しばらくやっても意味がないということで、中断をしていたということが状況としてあります。もともとは、基礎工事が全部終わってからあと何回かやるかどうかということを考えていたんですけども、3月末の調査でヒ素が基準を超過したということもあるので、いろんな状況があるとしてもやはりなかなか原因が特定できないこともあるので、この3と4で出たヒ素が外側から入り込んでいるのか、中の影響なのかというようなことを含めてやっぱり検討するには、やはり流向流速があったほうがいいなということで再開しようということで、30年度は4回やろうということで発注をしたというような状況です。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 それで、先ほどの説明で原因がわからないと、3月6日の結果で、水質分析で。それで、掘り起こした土を仮置きしたと、その付近に。済みません、図面でいったらどのあたりに仮置きをしたのか、ちょっと言葉で説明できたらお願いします。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 6月2日で現地見学会を見ていただいた方には、ちょっとゲートを入れて正面に高く3メートルぐらい土が積んであったのが見えたと思うんですけど、この図でいいますと、左半分の上側、赤い印がついているような部分がかかなりありますけど、そういういえば北側になるんですけど、この西側、左半分の上半分というか、そういう部分に仮置きをしている、不要な土とかヒ素の汚染土については、適正な処理、残土処理をしたんですけども、今後基礎が終わった後に埋め戻しをすとか、1.2メートルかさ上げするために必要な土がありますので、これは汚染土ではないんですけども、基準内の適正な土ではあるんですけど、今後使う必要があるんで、こういう部分、工事の一番影響にならないところに仮置きをしているということで、今説明したような位置に仮置きしているという状況になります。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですか。

そのほか、委員の皆様ございますか。ありませんか。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、ナンバー2とナンバー4ということで御説明いただいて、このナンバー8についても、黒い矢印、流向が全く逆方向に向いてきてるわけですけど、これはやはり先ほど御説明がありましたような、狐川の工事によるということの理解でいいんでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 済みません、ナンバー8につきましては、狐川はこの図でいいますと、ちょうど図が切れるところですね、左端の南から北のこの一列のラインですので、その狐川の工事とは影響がないところですよ。ですので、ここところは季節変動ということなのか、そのあたりは工事ではないということはあると思います。まだ、はっきりはしていないんですけども、業者のこれまで発注して調査をしてきている中で、29年度の調査では基本的には1、3、5、7というのが浅い、6メートルから10数メートルぐらいの浅い層の水ですし、それから、偶数の2、4、6、8というのが深い、24メートルぐらいから下の層なんですけども、その水の流れというのはどうも逆方向ではないかというふうに言われていまして、浅い層については、ナンバー5のほう側から左に向かって、ナンバー1とナンバー4の間みたいな方向に流れているのではないかというのが今推測ですし、それから、深いほうの水については、逆にナンバー4のほう側からナンバー6のほう側に、若干半円を描くような形で流れているんじゃないかみたいなことが推測はされているんですけども、そういう状況からして、ナンバー3の浅いほうは、敷地内から行っているほう側に通常の季節的な流れからすることがありますし、深いほうのナンバー4は逆に外側から入ってくるようなことになってはいますが、その水の流れからすると真反対なんですけども、3も4も汚染が出ているということがあるので、ちょっとこの辺が内部の影響とも外の影響とも言えないということがあるのかなと思っています。一応、こういう結果を受けて監督官庁のほうにも報告はしていますけども、周辺に飲用、飲み水に使う井戸がないのでとりあえず具体的な指示はありませんということで、経過観察を続けてくださいというふうに言われております。

あと、参考事項として、昨年5月、毎年定点調査、市内のいろんなところで水質の調査を、地下水の調査をしているんですけども、昨年5月にあった調査では、産業体育館の地下水でヒ素汚染が出ているというようなこともあるようでして、ですので、このエリア全体がもともとヒ素汚染、基準超過が出やすい地域であるということがありますので、これについても外の影響も考えられますし、先ほど尾坂が説明したように、残土を置いて上から圧力をかけることで粘土層の水が搾り出されて、それが観測で掘った井戸に流れ込んでという可能性もあるというように、いろいろちょっと明確にならない部分がありますので、いずれにしても引き続き経過観察をして見ていきたいなというのが実態というところでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですか。

長坂委員。

◆長坂則翁 委員 素朴な質問をしますけれども、いわゆるこのナンバー3やナンバー4でヒ素が溶出量基準を超過した、この残土というのはどう始末するんですか、どういう方法で処理されるんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 溶出量基準が出ているんですが、その汚染の中身がどこから来ているというのがまずわからないので、まずひとつ言えるのは、仮置きしている残土というのは、あらかじめ掘り返す前に調査をして掘っているんですね。調査をして汚染基準超過の土については、もう兵庫県の処理場に直接運び込んであって、この仮置きをしているのは基準超過をしていない土が残土として仮置きがしてありますので、それが汚染原因というのは余りない。ただ、残土を積んでいる下が、この赤で囲ってあるとことというのが、矢板で囲い込んで拡大しないように既にしてあるんですけども、その上にシートを敷きまして、汚染した土と仮置きする汚染がない残土とが混在しないようにきっちり分けをした中で積んでいるんですね。その積んでいる残土については、今後埋め戻しや地盤のかさ上げに使いますので、それはそのまま使いますのでどこにも処分する必要がないということで、この赤い色のついている部分につきましても、これを掘り返す場合には適正な処理が必要なので処理場とか持って行かなきゃいけないんですけど、今のところここについては掘り返す予定がありませんので、この現状のまま保全をするということになります。それは、土壤汚染対策法上認められまして、掘削しない限り現況でこの敷地内にある汚染土はそのままいいということになりますので、汚染土の処理は発生しないということになります。

◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。

◆長坂則翁 委員 頭をよぎったのは、下水の関係の片原貯留管の関係があったじゃないですか。九州のほうまで運んだりとか、かなりの経費を使って。ですから、今後新庁舎建設にかかわる残土の扱いについて、もちろん法的に問題がなければそれでいいんですけども、残土処理の関係について今後処理をしなくてはならないということであれば、その都度詳しく説明をしてください。申し上げときたいと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 残土処理につきましては、28年度の当初予算をいただくときに、それまでの事業費を全体で3億2,000万ぐらいだったですかね、増額させていただきまされたけど、その中の2億3,000万、4,000万ぐらいがヒ素汚染対策費ということで処理費をいただいていたしまして、約1億ぐらいが、先ほど言いましたように掘ったこの赤い色の汚染土を兵庫県の専門の処理業者に持ち込んで処理するための費用ということで、残りの部分が工事を施行するに当たって、この赤い部分を全部健全な土とまざり合わないよう矢板を打ち込みまして区画しているんです。それとか今言いましたように、その土と健全な土が接しないように上に物を置く場合は完全にシートを敷いて遮断するとか、そういう一連の対策に必要な費用として2億3,000万、4,000万既にいただいていますので、その中できっちり処理をしていくということで、今はそれがふえるという予定はありません。

◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。

◆長坂則翁 委員 以前のことで、その時点での話を進めなきゃならなかったと思うんですけども、兵庫県の業者と言われましたよね。それは、県内業者もしくは市内業者では、対応できないという判断のもとにやられたのか。どうしてもやっぱり片原貯留管のときの頭があるものですから、県外に持って出るとすればそれなりのランニングコストがかかるわけですから、

そこらあたりはどうなんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 これは、やはり許可を持っている業者でなければいけないというのがありまして、鳥取県内にはないんですね。それで、兵庫県とか山口県とか福岡県とかにありまして、一番近い兵庫県ということで。下水が福岡になったというのは、下水の場合、推進工法で地下の土を掘るんですけど、物すごく水分が多いので、水分が多いままでは物すごい重くなってしまって処理費がかかるということで、固化剤というか、セメント系のものを多分まぜて量を圧縮しているんですね。ただ、どうもいろいろ確認してみますと、まぜたセメントによって処理が受け付けられる業者が決まってくるというところがあるらしく、この場合は、まぜたものの要因で福岡まで運ぶ必要があったというようなことをちらっと聞いたように思っていますけども。今回の場合は何もまぜない状態で運び出しますので、一番近くて一番運搬費、処理費が少なく済むということで、設計上、兵庫県の業者、姫路の業者を選定して、実際そこに持ち込んだということです。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。

そうしますと、以上で報告を終わります。

次回の委員会は、19日火曜日の本会議終了後となっておりますので、開始時間については、本会議の終了時間を見ましてまたお知らせしたいと思います。

それでは、以上で新庁舎建設に関する調査特別委員会を終わります。大変御苦労さまでした。

午前10時26分 閉会